

# 中国における専利ファイナンス法制 に関する一考察

井手 李咲<sup>1</sup>

一般財団法人知的財産研究所 研究員

## I はじめに

中国国家知識産権局の統計によれば、2015年に中国国家知識産権局が受理した発明専利<sup>2</sup>の申請件数は、110.2万件に達し、100万件の大台を超えた。一方、専利権担保融資の金額は、2015年に、新たに560億人民元が融資され、2000社以上の法人が恩恵を受けていると報じられている<sup>3</sup>。専利ファイナンスの市場として、中国は益々世界から注目されるであろう。

中国においては、専利ファイナンスを進めるために、主に三種類の金融制度が援用されている。すなわち、信託制度、保険制度及び証券化制度である。中でも特に活発に利用されているのが信託制度である。この小論は、特に国の政策の一環として進められてきている中国の専利ファイナンス法制の特殊な事情を踏まえて、その現状と課題について考察を試みるものである。

## II 専利信託と専利証券化

信託とは、委託人が受託人への信頼に基づき、自らの専利権を受託人に委託し、受託人が委託人の意思に従って自己の名義により、受託人の利益又は特定目的のために、目的専利権に対して、管理又は処分を行う行為である<sup>4</sup>。

2000年10月25日、武漢国際信託投資公司による専利信託業務のスタートが、中国における専利信託の始まりであるといわれている<sup>5</sup>。当該法人が設立される際に、中国には、まだ「信託法」が制定されておらず、武漢国際信託投資公司の「専利信託業務章程」や、「専利信託業務簡介」等により運用されたが、これらの規定は、いずれも直接的な法的根拠がなかった。

2001年1月10日、中国人民銀行は、「信託投資公司管理弁法」を公表した。当該弁法は、信託財産を、信託投資会社が信託を受けることにより得られた財産であり、法に依拠して主管部門の批准を得た財産も信託財産とすることができる<sup>6</sup>と規定した<sup>6</sup>。専利権は、

<sup>1</sup> 一般財団法人知的財産研究所、研究員。本稿は執筆者の私見に基づくものであり、所属する組織の見解を示すものではない。

<sup>2</sup> 中国の専利とは、発明、実用新案、意匠を含むものである（中国専利法2条1項）。「発明専利」と特記した場合、日本の特許に相当する概念である。

<sup>3</sup> <http://www.cipnews.com.cn/showArticle.asp?ArticleId=39438>  
2016年2月2日最終アクセス。

<sup>4</sup> 「中華人民共和国信託法」2条、「信託投資公司管理弁法」3条1項参照。

<sup>5</sup> 袁曉東「専利信託管理模式探析」管理評論、第16号、18頁（2004年）。

<sup>6</sup> 「信託投資公司管理弁法」5条1項参照。

専利法に基づいて、知識産権局において審査を経て、登録査定を得ることにより発生する財産権の一種であり、前記弁法における規定の解釈により、専利権も信託投資の目的物とした。

そして、同年の4月28日に公開された中国の「信託法」では、信託を設定する目的物は、委託者の合法に所有する財産であり、当該財産は、所有権以外の権利をも含むと規定した<sup>7</sup>。当該規定により専利権も信託財産として解釈され、信託法は専利信託の発展のために制度的な保障を与えたとみることができ

る。これらの法整備により、中国における信託投資対象としての専利権の位置付けがより明確になり、信託という金融のスキームを援用しての専利権の活用においても明確な法的根拠が得られることとなった。

なお、武漢国際信託投資公司における専利を信託目的とする実務の試みは、当初予定していた期日前に終了となった。しかし、当該実務における試みは、地方の知的財管理部門が主体的に取り組み、マスメディアもこれを報道した。この結果、信託会社の資産管理機構として各方面の資源を整合する優位性を見せた事例となった<sup>8</sup>。

専利資産証券化とは、資産証券化の専利領域における延長であることは言うまでもない。専利資産証券化の実質は、資産証券化と融資原理を融合させ、将来一定期間の予期さ

れる収益を処分し、それを即時にキャッシュフローとすることである。その目的は、最大限に専利を開発し、その担保価値を十分に利用することであるとされている<sup>9</sup>。

### Ⅲ 知的財産権担保における効力発生要件としての登記

本シンポジウムで取り上げた国連国際商取引法委員会が公表した「UNCITRAL担保取引立法ガイドの知的財産を目的とする担保権に関する補足」が提唱している登録対抗主義と異なり、中国の「担保法」と「物権法」は、登録による効力発生主義をとっている。登録による効力発生主義は、取引の効率を低下させている。

1995年に施行されている「担保法」は、質権担保契約の効力と質権の効力を区別せず、知的財産権の質権担保契約の登録日より効力が発生すると規定している（担保法79条）<sup>10</sup>。

これに対して、2007年10月1日より施行された物権法は、上述二種類の効力を区別し、質権の設定は、関連主管部門における登記時から設定されたものと規定を改めた（物権法227条1項）<sup>11</sup>。登記による効力発生主義は、政府による知的財産権担保活動についての管理を行う側面においては、便利な方法であるが、行政による関与の色彩が強いことから、取引の利便性が悪く、取引の効率を低下させ

<sup>7</sup> 「中華人民共和国信託法」7条参照。

<sup>8</sup> 卒務良「信託参与、専利市場将更有活力」[http://www.sipo.gov.cn/mtj/2014/201410/t20141029\\_1025243.html](http://www.sipo.gov.cn/mtj/2014/201410/t20141029_1025243.html) 2015年12月1日アクセス。

<sup>9</sup> 李和金「専利信託与専利資産証券化比較分析」管理觀察、2008年11月期、84頁。

<sup>10</sup> 「中華人民共和国担保法」79条（筆者仮訳）：法に依拠して譲渡可能な商標専用権、専利権、著作権における財産権の質権を設定する場合、質権設定者と質権者は、書面による契約書を交わし、かつその管理部門において質権設定登記を行わなければならない。質権担保契約は、登録日より効力を発生する。

<sup>11</sup> 「中華人民共和国物権法」227条1項（筆者仮訳）：登録商標専用権、専利権、著作権等知的財産権における財産権により質権を設定する場合、当事者は、書面による契約書を交わさなければならない。質権は、関連主管部門が質権設定登記を行った時より設定される。

ているという批判<sup>12</sup>がある。

さらに、実際に担保契約を締結することと登録を行うことの間には時間差が存在するため、担保設定者が、その間、担保された知的財産を別途譲渡するか、又は他人に質権担保を行う場合であっても、質権がまだ効力を発生していないため、在先権利者は、在後の譲受人又は質権者に対抗できないことにより損害を被る。

中国の登録機関は、権利の種類毎に異なり、専利権は知識産権局、商標権は商標局、著作権は版權局において登録を行うことになっている。知財ファイナンスを利用する側にとっても、知的財産を束ねて融資を受けたい場合、それぞれ知識産権局、商標局及び版權局において登録を行う必要があり、第三者にとっても、特定企業の担保状況を知るために、複数の行政機関において調査を行わなければならない状況である。

知的財産権の将来に向けての収益を担保範囲に入れられない限り、債権者の利益が保証されない危険がある。この点について、中国の関連立法は対応していないのが現状である。

## Ⅳ 国の発展戦略の一環としての専利ファイナンス

2008年6月5日、中国政府は「国家知識産権戦略綱要」を発表し、専利ファイナンスを国の重要な戦略の一つとして掲げた<sup>13</sup>。また、同年7月1日より施行された「中華人民共和国科学技術進歩法」（中華人民共和国主席令第82号）では、国が金融機関における知的財産抵当業務の展開を推奨し、国が金融機関の科学技術応用と先端技術産業発展における支えを推奨及び誘導し、保険機構の先端技術産業発展のニーズによる保険種類の開発推奨する姿勢を明確に打ち出した<sup>14</sup>。

2013年の中国共産党の第18回大会の報告では「イノベーションにより発展を駆動していく戦略」を確立した。

2015年中国中央政府は、更に「中国共産党中央 國務院体制・メカニズムの改革深化による革新駆動型発展戦略の実施加速に関する若干の意見」を発表し、金融革新（イノベーション）の機能強化、金融革新に係る関連法律法規の改正を促進し、知的財産権証券化業

<sup>12</sup> 謝黎偉「知識産権担保融資国際立法の新趨勢—UNCITRAL『担保交易立法指南之知識産権担保補編』述評」海峡法学、第4期（総第54期）、65頁（2012年12月）。

<sup>13</sup> 中国政府「国家知識産権戦略綱要」三、重点戦略の（11）項目及び同（12）項目参照。

三、（11）項目（筆者仮訳）：財政、金融、投資、政府調達政策と産業、エネルギー、環境保全政策を適用し、市場主体による知的財産権の創造と活用を導き、支援する。科学・技術によるイノベーション活動における知的財産権政策の主導的役割を強化し、技術イノベーションは法律に適合した産業化を基本的な前提条件とし、知的財産権の取得を目標とし、技術標準の形成を目指す方向とすることを堅持する。国の支援によって開発された科学研究成果の権利帰属と利益共有の仕組みを整備する。知的財産権の指標を科学・技術計画の実施評価体制及び国有企業の実績評価体制に盛り込む。知的財産権集約型商品の輸出割合を徐々に上げ、貿易の成長方式の根本的な転換と貿易構成の最適化とレベルアップを促進する。

同（12）項目（筆者仮訳）：企業が知的財産権を創造・活用する主体となるよう、推進する。自主革新成果の知的財産化、商品化、産業化を促進し、知的財産権の譲渡、許諾、担保等手段を通じて知的財産権の市場価値を実現するよう、企業に指導する。知的財産権の創造における大学、研究所の重要な役割を十分、発揮する。重点的な技術分野を一部選定し、コア自主的知的財産権や技術標準を形成させる。一般市民による発明創造と文化のイノベーションを奨励する。優秀な文化製品の創作を促進する。

<sup>14</sup> 「中華人民共和国科学技術進歩法」18条参照。

18条（筆者仮訳）：国は金融機関が知的財産権の抵当業務を展開することを奨励し、金融機関が融資等の面で科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に貢献するよう促進し、指導する。また、保険機関がハイテクノロジー産業の発展における必要に応じて保険商品を開発することを奨励する。政策金融機関はその業務範囲内において、科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に対し、優先的に金融サービスを提供するものとする。

務の展開の模索、知的財産権抵当融資市場化リスク補てんメカニズムを構築し、知的財産権抵当融資プロセスの簡略化、科学技術保険の発展を加速化させ、専利保険のテスト拠点を推進する等の政策目標を掲げた。

2013年1月現在まで、国家知識産権局の全国における知的財産担保融資のテスト拠点、投融資サービステスト拠点及び国家知的財産投融資総合テストエリアが28地域において設置され、その中の24か所の地方政府は、現地の知的財産担保融資を奨励、促進するための管理弁法及び実施意見を打ち出している。例えば、武漢市知識産権局では、「武漢市知識産権発展特別項目資金使用管理弁法」(武財企〔2013〕390号)を中心として、「武漢市大学生専利起業プロジェクト援助管理弁法(試行)」、「武漢市知識産権テスト拠点示範的業務奨励管理弁法(試行)」、「武漢市専利業務業績奨励管理弁法(試行)」、「武漢市専利担保貸付利息管理弁法」等の関連政策を相次いで公表している。

2015年10月、江西省知識産権局は、「江西省中小企業知識産権担保融資管理弁法(試行)」を打ち出し、中小企業への知的財産担保融資を正式にスタートさせたと公表した<sup>15</sup>。

## V 最近の動向及び課題

2013年1月22日、国家知識産権局の情

報<sup>16</sup>によれば、2012年中国全国の知的財産担保融資の金額は初めて百億人民元を突破し、141億人民元に達し、関連専利件数は3399件に達した。2008年以来、担保融資金額は平均して78.8%増加し、関連する専利件数は、平均して98.71%増加しているという<sup>17</sup>。中国全国において、延べ7326件の専利権に対して合計387.7億人民元融資しているという<sup>18</sup>。第12回五か年計画、つまり2011年から2015年の間、中国の専利担保融資の総額は、1533億人民元に達し、年平均58%の増加率を見せており、延べ5000以上の企業が恩恵を受けた<sup>19</sup>。

中国の信託業務の絶対多数は、政府プラットフォームと不動産類特定資産収益権、信託貸付等債権性の融資の形態により存在し、本来の意味における知的財産権に係る信託融資の案件は、極めて少ない<sup>20</sup>。

他方、専利権は他の有体財産に比べて、権利自体及び価値評価において不安定な側面が存在し、今現在の専利権担保融資の40%以上の業務が非金融機関である商業担保機関又は政策支援機関により運営されているといわれている<sup>21</sup>。専利権の財産権としての安定性の向上及び専利権価値評価のメカニズムの構築が中国における専利ファイナンスの喫緊の課題である。

さらに、専利ファイナンスにおけるリスクを軽減させるために、政府が積極的に関与している。例えば、中国の河北省で、省政府は、

<sup>15</sup> [http://www.gov.cn/xinwen/2015-11/01/content\\_2957681.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-11/01/content_2957681.htm)  
2016年1月15日最終アクセス。

<sup>16</sup> [http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201310/t20131023\\_841144.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201310/t20131023_841144.html)  
2015年12月1日アクセス。

<sup>17</sup> 同上。

<sup>18</sup> 同上。

<sup>19</sup> 前掲1)。

<sup>20</sup> 郭俊「完善我国知識産権信託融資模式的相關思考—基于國際經驗的比較与借鑒」學習与实践、2015年第7期、25頁。

<sup>21</sup> 陶麗琴、項珍珍、李旭「金融機関参与知識産権質押融資の実証分析—以専利権、商標権質押数拋為依拠」商業銀行、2014年1月号、41頁。

年度の知的財産融資金額を定め、その金額の20%～30%を取り出し、イノベーション型中小企業知的財産融資リスク代償基金及びリスク手当基金を設置している<sup>22</sup>。くわえて、国有担保会社により知的財産権者の信託融資への担保保証を行っている<sup>23</sup>。

## VI おわりに

中国における信託業務の展開は、その絶対多数が政府プラットホーム、不動産類資産収益権、信託貸付等債券型融資モデルの形態により存在し、本来の意味において専利権自体を目的物とする信託融資の事例は、極めて少ない状況である。

中国の専利ファイナンス法制は、政府の政策による産物であり、政策駆動型の特徴を表している。このような状況において、政策目

標の実現が最優先されがちであり、目標実現に直接には関係がなくとも専利ファイナンスを進める上で重要な役割を果たす市場のインフラ整備は疎かになりがちである。

中国の専利ファイナンスを取り巻く制度環境全体からみた場合、依然として法整備が十分になされたとは言い難い状況である。そのため、実務運用において、政策的な変動が直ちに実務に大きな影響を与える状況にあり、安定して、長期にわたる予見が難しく、専利のファイナンススキームの活用効果を弱めている。

くわえて、専利価値の評価、信託受益権流通スキームの構築、保険機関、リスク分担機関等の側面における問題が存在し、中国における専利ファイナンス法制は、今後も注目値する領域であるといえる。

<sup>22</sup> 劉潔「知識産権互聯網融資平台運営中の風險分散対策研究」商業時代、2015年21期、100頁。

<sup>23</sup> 郭俊「完善我国知識産権信託融資模式的相關思考—基于國際經驗的比較与借鑑」学習与实践、2015年7期31頁。